

■ファミリーホール基本使用料

利用区分		時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前	午後				
ホール	平日(土曜日を除く。以下同じ。)			4,190円	6,280円	8,380円	15,710円
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日等」という。)			5,230円	8,380円	10,470円	20,950円
ホール(舞台)	平日			1,570円	2,510円	3,350円	6,280円
	休日等			2,090円	3,350円	4,190円	8,380円
楽屋	第1楽屋			310円	520円	680円	1,360円
	第2楽屋			310円	520円	680円	1,360円
	第1・2楽屋			520円	830円	1,040円	2,090円
展示室	大人(1回)	200円 20人以上の場合は1人160円					
	小人(1回)	100円 20人以上の場合は1人60円					
	友の会員	無料					

■附属設備の使用料

設備の分類	品名	単位	使用料	備考
舞台附属設備	ピアノ カワイEX	1台	5,230円	
	演台	1式	310円	
	金屏風	1双	520円	
	毛せん	1枚	100円	
	指揮者台	1式	200円	譜面台付
	奏者用譜面台	1台	50円	
	舞台用机	1脚	100円	
	司会台	1台	100円	
	箱足・木台	1個	50円	
	平台	1枚	100円	
	特設ステージ	1式	1,040円	
	高座用座ぶとん	1枚	200円	
	電子ピアノ	1台	1,040円	
照明附属設備	センターピンスポット	1台	1,040円	クセノン1KW
	サスペンションライト	1列	940円	0.5KW
	センターサスペンション ライト	1列	1,250円	0.5KW
	フロントサイドライト	1台	100円	1KW
	スポットライト	1台	100円	1KW
	スタンド	1台	100円	
	オーロラマシン	1台	310円	
音響附属設備	拡声装置	1式	520円	
	エアーモニターマイク	1式	520円	
	レコードプレーヤー	1式	520円	
	テープレコーダー	1式	310円	
	ステージスピーカー	1式	1,040円	
	コンデンサーマイク	1本	620円	
	ダイナミックマイク	1本	310円	
	ワイヤレスマイク	1本	830円	
	床上マイクスタンド	1本	100円	
	卓上マイクスタンド	1本	100円	
	ピンマイク	1台	620円	

備考

- 1 時間区分の午前とは9時から12時までを、午後とは13時から17時までを、夜間とは18時から21時までを、全日とは9時から21時までをいう。
- 2 利用者が次に掲げるもの以外のものである場合は、基本使用料の100分の30を加算した額を徴収する。
 - (1) みどり市、桐生市、太田市、館林市、足利市、佐野市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町(次号において「両毛広域都市圏」という。)の区域内に住居、勤務先又は通学先を有する者
 - (2) 両毛広域都市圏の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 3 利用者が利用時間を超過して利用した場合は、超過時間(1時間未満は1時間とみなす。)につき超過して利用する時間区分の基本使用料の100分の50を加算した額を徴収する。
- 4 ホールの利用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収する場合の使用料は基本使用料に、次に定める率を乗じて得た額を加算した額を徴収する。
 - (1) 入場料1,000円未満のとき 基本使用料の100分の30
 - (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 基本使用料の100分の60
 - (3) 入場料3,000円以上のとき 基本使用料の100分の100
- 5 利用者が営利を目的として、その本来の業務並びに商品の展示広告及び宣伝並びに作品発表会、展示会、展覧会等において、その作品等の販売及び宣伝を行う場合はホールの基本使用料の100分の50を加算した額を徴収する。
- 6 暖房使用については、基本使用料の100分の30を加算した額を徴収する。